

令和7年度における北海道地区の取適法の運用状況等について

令和8年6月26日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

1 取適法違反被疑事件の処理状況

(1) 取適法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第1表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した取適法違反被疑事件は257件（製造委託等^{（注1）}160件、役務委託等^{（注2）}97件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが256件（製造委託等159件、役務委託等97件）、中小受託事業者等からの申告によるものが1件（製造委託等1件）である。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

イ 処理状況

取適法違反被疑事件として処理した件数は257件（製造委託等160件、役務委託等97件）であり、取適法第10条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託等1件）、指導が256件（製造委託等159件、役務委託等97件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

第1表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数				処理件数					
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告	指導	小計			
令和7年度	全国	8,156	161	9	8,326	39	8,261	8,300	30	8,330	
	北海道	256	1	0	257	1	256	257	0	257	
	製造委託等	全国	5,264	125	9	5,398	37	5,337	5,374	22	5,396
		北海道	159	1	0	160	1	159	160	0	160
	役務委託等	全国	2,892	36	0	2,928	2	2,924	2,926	8	2,934
		北海道	97	0	0	97	0	97	97	0	97
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306	
	北海道	260	1	0	261	1	260	261	0	261	
	製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
		北海道	170	0	0	170	1	170	171	0	171
	役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
		北海道	90	1	0	91	0	90	90	0	90
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328	
	北海道	258	1	0	259	0	258	258	2	260	
	製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		北海道	176	1	0	177	0	176	176	1	177
	役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		北海道	82	0	0	82	0	82	82	1	83

(2) 取適法違反行為の類型別件数の状況（第2表参照）

ア 指導を行った件数を取適法違反行為の類型別にみると、合計で419件となっており、このうち、製造委託等に係るものが260件、役務委託等に係るものが159件となっている。

イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）は230件（類型別件数の合計の54.9%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが147件、役務委託等に係るものが83件となっている。

ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（取適法第5条違反）は189件（類型別件数の合計の45.1%）である。その内訳は、①製造委託等代金^(注)の支払遅延が82件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の43.4%）、②製造委託等代金の減額が49件（同25.9%）、③買ったたきが22件（同11.6%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は113件であり、その内訳は、①製造委託等代

金の支払遅延が 48 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 42.5%）、②製造委託等代金の減額が 26 件（同 23.0%）、③買ったたきが 13 件（同 11.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 76 件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が 34 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 44.7%）、②製造委託等代金の減額が 23 件（同 30.3%）、③買ったたきが 9 件（同 11.8%）等となっている。

(注) 製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

第 2 表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反				実体規定違反												合計	
	明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和 7 年度	全国	6,242	644	1	6,887	32	3,787	1,323	52	1,006	23	74	145	454	332	0	7,228	14,115
	北海道	201	29	0	230	0	82	49	1	22	1	0	3	13	18	0	189	419
製造委託等	全国	4,209	399	1	4,609	27	2,283	923	49	630	16	69	135	386	242	0	4,760	9,369
	北海道	128	19	0	147	0	48	26	1	13	1	0	2	10	12	0	113	260
役務委託等	全国	2,033	245	0	2,278	5	1,504	400	3	376	7	5	10	68	90	0	2,468	4,746
	北海道	73	10	0	83	0	34	23	0	9	0	0	1	3	6	0	76	159
令和 6 年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	北海道	212	43	0	255	1	92	50	0	24	1	2	7	10	3	0	190	445
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	北海道	146	29	0	175	1	54	35	0	11	1	2	6	9	1	0	120	295
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	北海道	66	14	0	80	0	38	15	0	13	0	0	1	1	2	0	70	150
令和 5 年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	北海道	211	28	0	239	2	94	28	2	21	1	2	3	3	3	0	159	398
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	北海道	151	18	0	169	2	57	23	2	15	1	2	3	3	1	0	109	278
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	北海道	60	10	0	70	0	37	5	0	6	0	0	0	0	2	0	50	120

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 1 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

(3) 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和 7 年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者 6 名^(注 1) から、中小受託事業者 48 名^(注 1) に対し、遅延利息の支払等、総額 57 万円^(注 2) の原状回復が行われた。

(注 1) 委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注 2) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 製造委託等代金の支払遅延事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者20名に対し、5万円の遅延利息等が支払われた（第3表参照）。

第3表 製造委託等代金の支払遅延事件における遅延利息等の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	53名	2,042名	1億4605万円
	北海道	1名	20名	5万円
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	北海道	3名	43名	50万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	北海道	3名	79名	1329万円

イ 製造委託等代金の減額事件においては、委託事業者3名から、中小受託事業者25名に対し、28万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 製造委託等代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	37名	1,459名	2億4293万円
	北海道	3名	25名	28万円
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	北海道	1名	27名	2537万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	北海道	1名	45名	858万円

ウ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、委託事業者2名から、中小受託事業者3名に対し、24万円の利益提供分の金銭が返還された（第5表参照）。

第5表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額 (原状回復額)
		委託事業者数	中小受託事業者数	
令和7年度	全国	60名	1,388名	12億8026万円
	北海道	2名	3名	24万円
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	北海道	—	—	—
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	北海道	—	—	—

2 定期調査の実施状況（第6表参照）

公正取引委員会では、中小受託取引の性格上、中小受託事業者からの取適法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者3,286名（製造委託等1,837名、役務委託等1,449名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者10,124名（製造委託等6,151名、役務委託等3,973名）を対象に実施した。

第6表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	委託事業者調査（名）		中小受託事業者調査（名）	
		全国	北海道	全国	北海道
令和7年度		65,000	3,286	300,000	10,124
	製造委託等	39,851	1,837	188,831	6,151
	役務委託等	25,149	1,449	111,169	3,973
令和6年度		90,000	4,550	330,000	9,645
	製造委託等	53,144	2,609	214,316	5,789
	役務委託等	36,856	1,941	115,684	3,856
令和5年度		80,000	4,128	330,000	8,910
	製造委託等	46,900	2,495	199,138	4,446
	役務委託等	33,100	1,633	130,862	4,464

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は次のとおりである。

1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。

令和7年度においては、北海道事務所では647件の相談に対応した。

2 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における北海道事務所管内の取引適正化協力委員（定員）は6名である。

令和7年度においては、取引先の取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、支払方法、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

北海道事務所では、取適法の周知のため、事業者向け主催説明会の開催、関係省庁と連携した働き方改革に伴うしわ寄せ防止対策説明会及び事業者団体が開催する研修会等への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組のほか、よろず支援拠点における個別相談会も実施した。

また、取適法及び改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて説明を行った。

北海道運輸局と連携して、取適法の周知のため、令和7年10月から11月にかけて、荷主事業者に対する合同荷主パトロール及び高速道路のSAでのトラックドライバーに対する周知を実施した。

令和7年度における勧告事件（1件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条（注）
<p>電子部品等の製造業 （R8.1.15 勧告）</p>	<p>東芝ホクト電子株式会社（以下「東芝ホクト電子」という。）は、遅くとも令和6年4月1日以降、下請事業者に貸与していた自社又は自社の顧客が所有する金型、刃型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造するマグネトロン、サーマルプリントヘッド等の製品の部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 14 名に対し、合計 483 個）。</p> <p>東芝ホクト電子は、令和6年4月から令和7年5月までの間に、合計 390 個の金型等を回収し又は廃棄している。また、下請事業者の 1 名に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、令和7年4月30日に、合計 209 万円を支払っている。</p>	<p>旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>

（注）実際に適用した法律等を記載しており、下請法等改正法の施行後に下請法を適用した事件は「旧下請法」と記載している。

令和 7 年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（下請法第 3 条）

- ① 貨物運送等を下請事業者へ委託している A 社は、発注時に下請事業者の給付の内容等の必要記載事項を記載した書面（以下「3 条書面」という。）を一部の下請事業者へ交付していなかった。
- ② 広告の原稿制作等を下請事業者へ委託している B 社は、3 条書面の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあったため、当該事項を記載せずに 3 条書面を交付したが、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を 3 条書面に記載しなかった。

2 書類の作成・保存義務（下請法第 5 条）

- 水産物の加工を下請事業者へ委託している C 社は、発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2 年間保存していなかった。

3 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 2 号）

- 輸送用機器の部品等の製造を下請事業者へ委託している D 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者からの給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日より後に下請代金を支払っていた。

4 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請法第 4 条第 2 項第 3 号）

- 自動車の板金塗装を下請事業者へ委託している E 社は、下請事業者に対し、自動車の修理の顧客に代車として貸し出す自動車を無償で提供させていた。

（注）実際に適用した法律を記載している。